

## 4. 自動けいぞく（累積）投資約款

### （約款の趣旨）

#### 第1条

1. この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社鹿児島銀行（以下「当行」といいます。）の取り扱う投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。
2. 累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、申込者が振替決済口座に記載または記録された投資信託受益権の収益分配金等の金銭を対価として投資信託受益権を取得することをいいます。
3. 投資信託の累積投資のために、個別に前記2. に定める金銭を分別する口座を「自動けいぞく投資口座」といいます。
4. この約款に別段の定めがない取扱いについては、投資信託受益権振替決済口座管理規定および指定投資信託の目論見書の定めるところにより取り扱いたします。

### （申込方法）

#### 第2条

1. 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、当行に提出することにより契約を申込みものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとしたします。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第1回目の金銭（以下「払込金」といいます。）の払込みをもって契約の申込が行われたものとしたします。
2. 契約が締結されたとき、当行はただちに自動けいぞく投資口座を開設いたします。また、自動けいぞく投資口座を開設した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

### （金銭の払込み）

#### 第3条

申込者は指定投資信託の買付けにあてるため、1回の払込みにつき、当該投資信託の目論見書の最低申込単位等の条件を満たした払込金をその口座に払込むことができるものとしたします。ただし第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとしたします。

### （買付時期・価格）

#### 第4条

1. 当行は申込者から指定投資信託買付けの申込があったときは、当該投資信託の目論見書に記載するところ（記載がない場合は当行所定の方法）により、遅滞なく当該投資信託の買付けを行うこととしたします。
2. 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額としたします。
3. 買付けられた指定投資信託の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとしたします。

### (保管及び管理)

#### 第5条

この契約により買付けられた指定投資信託は、投資信託受益権振替決済口座管理規定の定めにしたがい、振替決済口座に記載または記録いたします。

### (果実の再投資)

#### 第6条

1. 前条の管理にかかる指定投資信託の果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の自動けいぞく投資口座に操入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。
2. 申込者はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものといたします。

### (返還)

#### 第7条

1. 当行は、この契約に基づく指定投資信託について、申込者からその返還を請求されたときは当該投資信託の目論見書の記載するところにしたがい換金のうえ、その代金を返還いたします。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものといたします。

### (解約)

#### 第8条

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
  - (1) 申込者からの解約の申し出があったとき
  - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - (3) この契約にかかる各ファンドが償還されたとき
  - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく当該投資信託を第7条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

### (申込事項等の変更)

#### 第9条

1. 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は直ちに当行所定の手続きにより届出いただく必要があります。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

### (その他)

#### 第10条

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく投資信託の代金の金額を返還した場合

- (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく投資信託の代金の金銭を返還しなかった場合
  - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは投資信託の代金の金銭の返還が遅延した場合
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知します。

(2020年4月)